

社会科（公民的分野） 学習指導略案

1. 単元名 第2章 人間を尊重する日本国憲法

2. 本時の指導計画

(1) 本時の目標

- 基本的人権の内容を覚え、自分たちも憲法によって基本的人権が保障されていることに気づき、今後深く学ぼうとする意欲をもたせる。【社会的事象への関心・意欲・態度】

(2) 本時の展開

	主な学習活動 ・具体的な活動	教師の主な働きかけ ・具体的な手立て	■評価規準 □評価方法 ▲努力を要すると判断される生徒への手立て
導入	1 日々のニュースを知る ・調べてきたニュースを発表する。【発表する】	1 挙手制で発表させる ・基本的人権に関わるニュースを紹介して、授業の見通しをもたせる。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【課題】 ・基本的人権の内容を知り、覚える。 ・自分たちの基本的人権は、憲法に保障されていることを知る。 </div>		
展開1	2 基本的人権について知る ・マンガを見て内容を把握して、基本的人権について知る。【読む】 3 基本的人権のおもな内容を知る。【聞く・書く】 ・教師の説明を聞き、整理していく。	2 マンガで内容を把握させる ・マンガで内容を把握させた上で、プリントに整理させる。 3 プリントと説明で基本的人権の内容を把握させる。 ・要点をしぼって説明する。	■基本的人権の内容について知り、覚えようとしている。 【関・意・態】 □行動観察 ▲周りと問題を出し合わせる。
展開2	4 身の回りの出来事と基本的人権を結びつける【考える】 ・身の回りにあるような出来事が基本的人権として保障されていることに気づく。 5 現在、自分が保障されると実感できる出来事を考える。【考える】	4 基本的人権の内容を身の回りの出来事から考えさせる。 ・どの出来事がどの権利として保障されているのか考えさせる。 ・明確な答えよりも、予想させることを重視する。 5 基本的人権がすでに自分たちにも保障されていたことに気づかせる。	■どの権利と関わりがあるのか予想することができる。 【関・意・態】 □行動観察・プリント ▲周りと交流・相談させる。

振り 返 り	6 基本的人権のおもな内容を整理する。【書く】 ・ワークの問題を解く。	6 語句と具体的な内容を整理させて、覚えさせる。	
	7 本時の授業で学んだこと、気づいたことを記入する。【書く】	7 生徒自身が1時間の中で、学んだこと、気付いたことなどを記入させる。	

(3) 板書計画

<p>7/10 基本的人権 ワークP14</p> <p>基本的人権とは 人が生まれながらにもっている人として当然の権利</p> <p>○平等権 — 法の下での平等</p> <p>○自由権 { 精神の自由 身体の自由 経済活動の自由</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基本的人権の内容を知り、覚える。 • 自分たちの基本的人権は、憲法に保障されていることを知る。 	<p>○社会権 { 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働三権</p> <p>○人権を確保する ための権利 { 参政権 請求権 裁判を受ける権利</p>
---	--	--

7月10日

基本的人権

ワークP14

(課題
 ・
 ・)

() とは…

〈憲法が保障する基本的人権の内容〉

	—	{		差別されない権利
	{	{		考えることや良心が守られる
		{		奴隷的拘束や強制労働から守られる
		{		居住や移転の自由, 営業の自由
	{	{		人間らしい生活を保障
		{		すべての国民に教育を受ける権利が
		{		すべての国民には働く権利が
		{		労働者を守るための権利
	{	{		国民が政治に参加する権利
		{		
			}	—
			}	

〈振り返り〉

①～⑫の出来事は、基本的人権のどの内容に関連するか考えよう。

- ① 家は代々仏教を信仰しているが、自分はキリスト教を信仰している。
- ② 働く意思もあり、その仕事に対する能力があるにも関わらず、働く場を与えてもらえないということはあってはならない。
- ③ 無実にもかかわらず、逮捕令状なしに逮捕・捜査されるようなことはあってはならない。
- ④ すでにコンビニがある場所の近くでも、新たにコンビニを建てて営業を始めることができる。
- ⑤ 労働者が、低賃金で長時間労働させられている時、雇われている人に改善を求めることができる。
- ⑥ 生まれた街が土別市だからといって、東京都に住めないということはあってはならない。
- ⑦ 女性は家事、男性は仕事をするという、性別のみを理由に役割を強制することは不平等とする。
- ⑧ 病気になった時に、安く適切な医療を受けることができる。
- ⑨ 一定の年齢になったら選挙に立候補できたり、投票することができる。
- ⑩ 家が自営業のため、6歳だが学校に行かずに仕事を手伝うようなことはあってはならない。
- ⑪ 警察で長時間拘束され、『お前が犯人だ』と繰り返し責められるようなことはあってはならない。
- ⑫ 無実の罪で警察につかまった場合、正式に弁護人を依頼して裁判を受けることができる。